

令和5年長審第15号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年10月8日12時20分

島原湾南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.95トン

登 録 長 11.75メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和54年5月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に操舵区画を配し、同区画中央に舵輪、その前方に魚群探知機2台、GPSプロッター及び潮流計、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、回航の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年10月8日11時30分熊本県大門港を発し、同県佐伊津漁港に向かった。

ところで、佐伊津漁港南方沖合には陸岸から100メートルないし200メートルのところまで干出浜（以下「佐伊津浅礁域」という。）が拡張していた。

また、熊本地方気象台は、令和4年10月6日16時10分に天草市に強風注意報を発表し、翌7日15時45分に北東の風が陸上、内海及び外海でいずれも最大風速毎秒10メートルに達すると予報して同注意報を継続し、翌8日10時26分にも強風注意報を継続していた。

a受審人は、ノースアップ表示で3海里レンジ設定としたGPSプロッターを作動させ、舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、熊本県本渡港の港界を航過したのち針路を西寄りに転じ、北東方からの強風及び波浪を右舷船首方から受ける態勢で北上し、12時12分半少し前佐伊津港3号防波堤灯台（以下「佐伊津灯台」という。）から145度（真方位、以下同じ。）1.35海里の地点で、佐伊津浅礁域東方沖合を航行するつもりで、針路を佐伊津灯台東方沖合に向く333度に定め、折からの風潮流により左方に18度圧流され、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

12時13分半僅か過ぎ a 受審人は、佐伊津灯台から146度1.28海里の地点に達したとき、佐伊津浅礁域が左舷船首18度1,000メートルのところとなり、その後同浅礁域に向かって接近する状況となったが、佐伊津灯台東方沖合に向首して北上すれば、佐伊津浅礁域東方沖合を無難に航行できるものと思い、GPSプロッターで陸岸との離隔距離を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、佐伊津灯台東方沖合に向首して続航中、12時20分佐伊津灯台から153度1,370メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、佐伊津浅礁域に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、乗揚地点付近には北東方から波高約1メートルの波浪があり、天草市に強風注意報が発表されていた。

乗揚の結果、プロペラ翼に曲損等を生じて航行不能となり、来援した救助船によって引き降ろされ、佐伊津漁港の岸壁に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、島原湾南部において、天草市に強風注意報が発表された状況下、北東方からの強風及び波浪を右舷船首方から受けながら佐伊津漁港に向けて北上する際、船位の確認が不十分で、佐伊津浅礁域に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、島原湾南部において、天草市に強風注意報が発表された状況下、北東方からの強風及び波浪を右舷船首方から受けながら佐伊津漁港に向けて北上する場合、佐伊津浅礁域に向かって進行することのないよう、GPSプロッターで陸岸との離隔距離を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、佐伊津灯

台東方沖合に向首して北上すれば、佐伊津浅礁域東方沖合を無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同浅礁域に向かって進行する状況に気付かずに乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 7 日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁